

南砺市農業委員会 35 回総会会議録

- 1.招集日時 令和 2 年 3 月 26 日
- 2.開会時刻 令和 2 年 5 月 1 日 午後 2 時 00 分
- 3.閉会時刻 令和 2 年 5 月 1 日 午後 3 時 00 分
- 4.場 所 城端庁舎 3 階 大ホール
- 5.委員定数 20 名
- 6.出席委員 18 名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	織田 直信	出	11	堀 文夫	出
2	鍋島 守	欠	12	藤永 隆夫	出
3	中村 三郎	出	13	山本 弘	出
4	片山 昌作	出	14	山土 修一	出
5	當田 衛	出	15	齊藤 十明	出
6	杉森 桂子	出	16	上田 憲仁	出
7	林 正一	出	17	澁谷 均	出
8	中川 寿	出	18	松平 勝	出
9	荒木 健二	欠	19	瀧 由記男	出
10	北島 文子	出	20	前川 十一	出

7.議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 143 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 144 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 145 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 146 号 農地の地目変更登記申請の取り扱いについて

第3 協議事項

協議第23号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について

第4 報告事項

報告第67号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について

報告第68号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について

報告第69号 農地法第18条第6項の賃貸借の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長 船藤 統嗣、係長 田原 雅之、副主幹 山田由紀子

9.会議の概要

事務局長 定刻となりましたので、只今から、第35回南砺市農業委員会5月の総会を開催いたします。本日は、新型コロナ対策としまして、総会会場を通常とは違う形にて開催させていただくことをご理解いただきますようお願い申し上げます。本日の出席人数は、委員総数20名中、18名、欠席委員は2名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにお知らせします。会議に先立ちまして、前川会長より挨拶方お願いします。

会長

皆様ご苦労様です。

大変お忙しい中、委員会に出席いただきまして誠にありがとうございます。農繁期ではございますが、国の緊急事態宣言中でございます。コロナウィルス感染拡大で未だ一月延長することになるとの報道もありました。大変な事態となっておりますので、皆様方におかれましては、くれぐれも感染するようなことがないように気をつけていただきたいと思います。ところで、先月4月半ば、例年であれば県の会長・事務局長会議が開催される予定でしたが、この緊急事態宣言により中止となってしまいました。また、毎月定期的に開催

会長 されております、常設審議委員会も書面議決ということになり、県が主催される会議全てが中止となってしまいました。これがいつまで続くのか、早く終息する日がくることを願っております。本日も、密にならないように会場の変更での開催としましたので、皆様方のご協力のもと進めてまいりたいと思っております。

議長 会に先立ちまして、議事録署名人をご指名させていただきます。本日の署名委員は14番の委員、16番の委員の2名の方よろしくお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 附議議案第143号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 =議案第143号について議案書をもとに朗読・説明=

今回は4件の申請がありました。面積は 田 4,405 m² 畑 2,765 m² 計 7,170 m²です。

受付番号1番です。

譲渡人は、申請地 畑 286 m²を高齢で農地の維持や管理面が困難な為、同一世帯の後継者である譲受人に生前贈与するものです。

受付番号2番、譲渡人は高齢により農地の管理面が困難となり、申請地 田 7筆・計 3,799 m²を親戚の譲受人に譲り渡すものです。

受付番号3番です。

譲渡人は、県外に居住しており、自身の拠点が東京で将来、南砺市に戻ることがないことから、所有農地の維持管理面等が困難となり、実耕作者の方に相談したところ、申請地 畑 2筆・計 2,479 m²を農業経営拡大として譲り渡すものです。

受付番号4番です。

こちらは、中間管理機構の特例事業によるもので、保有していた申請地 田 606 m²を農業経営拡大に意欲のある、法人に譲り渡すものです。

いずれの場合も、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありまし

議長 たらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。議案第 143 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものいたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 144 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 =議案第 144 号について議案書をもとに朗読・説明=

今回は、4 件の申請がありました。面積は 田のみ 2,613 m²です。

分家住宅	1 件	田 1 筆	162 m ²
農用物置敷地	1 件	田 1 筆	113 m ²
資材置場及び 作業ヤード	1 件	田 3 筆	784 m ²
進入路及び駐車場	1 件	田 3 筆	1,554 m ²
計			2,613 m ²

受付番号 1 番です。

申請人は、申請地 田 162 m²を譲受人に分家住宅敷地として転用するものです。

現在、住んでいる住宅は、家族の人数も多く、しかも老朽化で修繕等も必要なことから、新たに 5 人で暮らせる住宅を建築することにしました。譲受人は、長男なため今後も家族と行き来しやすい場所を検討し、祖父から承諾いただき今回の申請に至ったものです。

農地区分は 1 種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号 2 番です。

譲渡人は、県外在住者です。申請地 田 113 m²を父の知人の方に農用物置として転用するものです。

この土地は、譲渡人の父親が生前、道路沿いにありました建物を農用物置として使用しており、父の死後、知人が冬の間出入りが便利だったことで長年車庫として借りていたようです。今回、相続により判明したので是正により申請するものです。

農地区分は 1 種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号 3 番です。

賃貸人 3 名は、申請地 田 3 筆・計 784 m²を資材置場及び作業ヤード敷地として一時転用するものです。

賃借人は、東海北陸自動車道付加車線事業に伴う高架橋を造るため、円滑な作業の遂行、利便性を考慮し、施工箇所近隣において資材置場等が必要になったため、申請するものです。工期は平成 31 年 3 月 15 日から令和 2 年 11 月 14 日までの 1 年 8 ヶ月間とし、契約した金額については既に支払い済みと契約書に記載してございます。農地の復元計画書には復元期間として令和 2 年 9 月 20 日から 11 月 14 日までには完成するとのことです。しかし、この申請地は、昨年 3 月より工事を開始しながら法の無知により農地法の許可を得ず、資材置場等の設置を行ってきたようでして、今後このようなことがないよう遵守し、この申請にて是正するものです。

農地区分は農用地と判断され、転用許可基準は仮設工作物の設置その他の一時転用に該当するものと考えられます。

受付番号 4 番です。

譲渡人は、申請地 田 3 筆・計 1,554 m²を譲受人に駐車場及び進入路として転用するものです。

申請人は、日頃から業務上の荷物が搬入出する際に大型トラックの退避場、旋回スペースや機械部品の仮置き部分がないことに悩んでおりました。また、進入路の接道は市の所有地の一カ所で大型トラックの出入りが頻繁であり、従業員の駐車場にまで及ぶこともあり、近隣住民に迷惑をかけていたため、併せて転用申請するものです。

農地区分は、1 種農地と判断され、転用許可基準は隣接する土地との一体利用に該当するものと考えられます。

議長

何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。議案第 144 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものいたします。続きまして次の議題へ進みます。

議長

議案第 145 号 農用地利用集積計画 (案) について、事務局に説明を求めます。

事務局

＝議案第 145 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回は設定が 60 件、154 筆の申請がありました。面積は、田のみ 221,873 m² です。

主に新設定を中心にご説明申し上げます。

1 番は、利賀村で離農によるものです。2 番は、畑作を行う予定で設定されたものです。

井波地域の 3 番は、2 筆で 1 枚の仲間田となっており、その解消となるものです。4 番は、永小作権を解約し、新たな方と契約するものです。6・7・8 番は、耕作者の付け替えで、18 条の解約通知が提出されました。10・11 番は、息子名義で利用権設定となっておりましたが、今回から父名義での契約するものです。

13 番は規模縮小、14 番は、離農によるものです。

17・18・19 番は、福野地域の仲間田で解消のためであります。

22 番は、福光の〇〇地内ですが、地元法人のハウス敷地であります。23 番は、仲間田で耕作者を変更するもので、18 条解約通知書が提出済みであります。

40 番からは中間管理機構を通して配分予定となるものです。中間管理機構を通したものは 10ha 余り、集積計画 20ha の半分です。主に、福野地域の A 法人は、中間管理機構を通

事務局 しての面積が 4.8ha 余り、同じく福野地域の B 法人が 4.3ha 余りです。今回は、農協を介しての設定はございません。あくまで相対の設定若しくは中間管理機構を通すものです。4 月分の異動は、若干ですが流動化率は増加いたしました。また、資料の主な利用権設定を受ける者としまして、相対の上位の法人または担い手の方となっております。ただし、中間管理機構を通した分は入っておりませんので、ご理解願います。

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項及び、農地中間管理機構の推進に関する法律第 18 条第 4 項の条件を満たしているものと考えます。

議長 以上の案件につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。議案第 144 号農用地利用集積計画(案)の案を除きまして決定について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長 続きまして、次の議題事項に入ります。

議長 議案番号第 146 号 農地の地目変更登記申請の取り扱いについて、事務局に説明を求めます。

＝議案第 146 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回の申請は、利賀、井波地域から現況がすでに山林ということで申請がございました。

1 番ですが利賀地域からの願い出です。面積は 17,150 m²とかなり大きいですが、国道 156 号線の大牧トンネルを過ぎたところに位置し、会長、利賀行政センター職員とともに現場を確認してまいりました。この場所は土砂崩れが起きたとこ

事務局 　　ろであり、現在、治山事業で改修中でありました。昭和 30 年代から集落としては消滅した状態で耕作は不可能で山林として判定できるところでした。

　　2 番の井波地域ですが、〇〇集落の山際あたりとなります。現場の上の方は竹やぶで、下は雑木が多く、耕作されていない状況です。現況は山林という認定をしております。現場は、井波地域の担当委員さんと確認してまいりました。

　　3 番以降につきましては、森林組合の森林整備事業による非農地の願い出があったものです。井波地域の山林化しているところは耕作不可能と判断でき、以上のことから、田 3,130 m² 畑 43,020.84 m² 計 46,150.84 m² を現況山林として判断させていただきたいと思っております。

議長 　　現地確認した委員としてお話しします。現場ですが、写真を見てのとおりですが、現場にたどり着くことはかなり無理がございましたので、下から眺めての判断ということで非農地とさせていただいたところですが、また、砺波農林振興センターでは、その現場に歩いていかれたとのことですが、相当の覚悟をもって行かれたことと思います。

担当委員 　　現場は管理されているようですが、竹やぶということで農地に戻ることは不可能と判断し、山林化、いわゆる非農地として認定できるものとしします。

議長 　　以上の案件につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

（異議なし）

議長 　　ご異議がないようですので採決をとります。議案第 146 号農地の地目変更登記申請の取り扱いについて賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 　　全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものとしたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長

協議第 23 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について、事務局に説明を求めます。

事務局

＝協議第 23 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回の申請案件は 5 件となっております。

受付番号 1 番です。

福光地域の広瀬館地区の申請です。 田 438 m²を分家住宅敷地として、申請人の娘婿が転用を希望したいとのことです。現在、アパート住まいをしていますが、結婚して物が増え、実家の両親の介護等をするうえで支えとなりたいということです。建築面積は 20 坪を予定しております。

受付番号 2 番です。

福野地域の東石黒地区の申請です。

所有者は 2 名で、田 5,956 m²で、用途は社屋、駐車場及び資材置き場です。事業の拡大と社員の増員を考慮したうえで現在の資材置き場につきましては、駐車場にしたいということです。3 反田 2 枚を転用希望ということです。

受付番号 3 番です。

福野地域の広塚地区の方です。

地権者からの用途は、分家住宅敷地で 田 2,736 m²の内 221 m²を転用希望です。申請人の息子が現在アパートに家族 5 人で住んでおりますが、最近手狭と感じ、また、小学生の子供について、下校時から面倒を両親に協力してもらいたいという思いから今回申請に至ったものです。現在、倉庫がありますが、その敷地も含めて利用し建築したいということです。

受付番号 4 番です。

申請人は長男ですがアパートで二人暮らしをしております。子供が生まれると手狭なため、実家近くに住宅を希望したいということで 田 828 m²中 238 m²を転用希望です。建築面積は、27 坪を予定しております。

受付番号 5 番です。

地権者は利賀地域の建設業の方です。用途は、建設資材置き場ということで 田 874 m²を申請するものです。

現在、息子さんが富山市に住んでいることで、その住宅敷地を間借りして利用しているようです。最近は、富山市の受注が激減しているようですので、富山市分の事業に要するものを利賀村の申請地で集約したいということです。目的は資

事務局 材置き場ですが、車両置き場としても利用したいとのことです。

議長 以上の協議案件につきまして、農業委員会の意見として挙げられ、この申請が許可されれば、後日 5 条等として申請するものです。何かご質問等ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 協議事項が賛成の方挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長 続きまして、次の報告事項へ進みます。

議長 報告第 67 号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について、事務局に説明を求めます。

＝報告第 67 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

5 条申請で説明をしました案件で、1 月 9 日総会の際に除外申請が提出されていまして。県と協議したうえ農業用施設として軽微な変更扱いが可能であるという回答を得ていしましたが、報告が抜けていましてので、本日の総会にて報告させていただきます。

議長 続きまして、次の報告へ進みます。

議長 報告第 68 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

＝報告第 68 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

先に農地法第 3 条の説明がございましたように、地権者から、特例事業の申請が提出されたものです。

事務局 先月末に農林水産公社から入金され、譲渡人としての手続きは終了しています。このことについて遅れましたが、本日の総会に報告事項として掲載させていただきました。

議長 続きまして、次の報告へ進みます。

議長 報告第 69 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

＝報告第 69 号についての議案書をもとに既読・説明＝

事務局

今回は、41 件の届出がありました。面積は、田のみ 67,032.62 m² です。

受付番号 1 番につきましては、今後は地元の法人と利用権設定するものです。

受付番号 2 番から 7 番につきましては、中間管理機構を通して同じ方と利用権設定するものです。

受付番号 8 番につきましては、今後は地元の認定農業者と利用権設定するものです。

受付番号 9 番につきましては、今後は自作するものです。

受付番号 10 番につきましては、議案番号第 144 号受付番号 1 番に関するものです。

受付番号 11 番から 17 番につきましては、中間管理機構を通して同じ方と利用権設定するものです。

受付番号 18 番から 27 番につきましては、今後は相対で地元の農事組合法人と利用権設定するものです。

受付番号 28 番から 33 番につきましては、議案番号第 144 号受付番号 3 番の一時転用に関するものです。

受付番号 34 番から 36 番につきましては、議案番号第 144 号受付番号 4 番に関するものです。

受付番号 37 番及び 38 番につきましては、県へ売買したものです。

受付番号 39 番につきましては、耕作者の変更となるものです。

受付番号 40 番及び 41 番につきましては、議案番号第 143 号受付番号 2 番の案件に関するものです。

議長 これら報告事項について、何かご質問、ご意見などござい

ますか。

(異議なし)

議長 続いてその他にうつります。

議長 その他について事務局からお願いいたします。

=その他について説明=

(事務局より説明)

議長 その他、ないようでしたら、議案報告事項はすべて終わりましたので、本日の委員会を終了させていただきます。

議長 次回の農業委員会 令和2年6月3日(水) 午後2時から

議長 他に何かございますか。

事務局 今回、このような学校形式で総会を開催させていただきました。総会については、書面で決議するのは困難だということで、委員数の過半を超えないと議決にならないということから、ホールで約2m間隔をあけて設定してみました。何かいいご意見等がございましたら、お聞かせ願います。

職務代理 今後の農業委員会の予定がわかればお聞かせ願います。

事務局長
事務局長 庁舎の統合ですが、当初7月を予定としておりました。しかし、今回、コロナウィルスの関係で、総務部等関係課からの移動が困難となっており、7月からの福光庁舎での事務ができるか否かまだはっきりとわかっておりません。移動ができないということであれば、引き続き委員会の開催は城端庁舎で行うこととなります。状況がわかり次第皆様方にお伝えしてまいりたいと思っております。

議長 以上で、南砺市農業委員会第35回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後3時00分)

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長